

# 広告付き地図案内板設置事業者 募集要項

## (北九州市役所本庁舎)

北九州市役所本庁舎に設置する広告付き地図案内板の設置事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 募集物件

別紙「広告付き地図案内板設置事業仕様書」のとおり

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 本市の物品等有資格者名簿の登録業者（広告代理店）であること。
  - (2) 北九州市税の滞納がないこと。
  - (3) 代表者および役員が暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと、また暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
  - (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
  - (5) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- ※ 上記要件の該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合、照会のために必要な情報をあらかじめ提出していただく場合があります。

### 3 地図案内板の設置条件等

#### (1) 広告掲出料等

##### ①事業者の施設使用形態

予定事業者は、市と「広告掲出に関する契約書」を締結します。契約書を締結した予定事業者は、設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項、北九州市財産条例等関係法令の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

##### ②使用許可の期間

使用許可の期間は許可の日から当該年度末（3月31日）までとし、月を単位とします。ただし、当初許可年度を含めて5年を越えない範囲で更新することができます。

##### ③広告掲出料

応募価格は、月額 of 広告掲出料とします。

広告掲出料は、目的外使用料（月額：320円（定額）/表示面積1㎡）に月額広告料（提案金額）を加えたものをご提案ください。

**■広告掲出料（応募価格）＝目的外使用料（定額）＋月額広告料（提案金額）**

応募価格には、消費税相当分及び地方消費税相当分を含むものとします。

原則、使用許可の全期間分の広告掲出料をその期間の初日までに納入してください。

希望価格：月額9万円以上（年額108万円以上）

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※希望価格はあくまでも本市が希望する広告掲出料であり、それを下回る価格でも提案は可能です。本市が設定する最低広告掲出料（非公開）以上の最高価格を広告掲出料とします。

原則、使用許可の全期間分の使用料をその期間の初日までに納入してください。

なお、事業実施に掛かる電気代は別途徴収します。

#### ④設置等に係る経費等

広告のデザイン、作成、設置、維持管理、その他一切の経費については、事業者の負担とします。

### （2）設置条件等

①「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」を遵守してください。

②広告内容については所管課と充分審議を行うこととし、設置2週間前には見本を添えてください。

③使用許可の条件を遵守し、行政財産目的外使用料を確実に納付してください。

④第三者に使用財産又は使用上の権利を譲渡又は転貸することはできません。

⑤広告内容及び設置に関する全ての行為については、本市側の指示に従ってください。

⑥広告の設置に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。

### （3）維持管理責任

①最新の地図への切り替え、案内版の撤去などの維持管理については、本市側の指示に従って、事業者の負担で行ってください。

②広告の設置に当たっては、庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講じること。

③事業者は設置された広告に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管

理してください。

④第三者に損害を与えた場合、または、庁舎等の利用者等によって設置された広告が毀損された場合、事業者の責任及び負担において解決してください。

(4) 協議

その他定めのない事項については、市と事業者が協議して決定します。

#### 4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和5年1月4日(水)～令和5年1月25日(水)  
午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分  
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

北九州市小倉北区域内1番1号(本庁舎15階)  
総務局総務課管理第一係(担当:原田、江尻)  
TEL : 093-582-2013  
FAX : 093-562-0378  
e-mail : sou-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 申込みに必要な書類

①価格等提案書(本市所定様式)

応募価格(月額広告掲出料)と設置希望期間をご記入ください。

②市税に係る納税証明(市税に滞納がないことの証明)

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参するか事前に連絡の上、郵送(書留郵便に限る。令和5年1月25日午後5時15分必着)してください。(電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。)

#### 5 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和5年1月4日(水)～令和5年1月16日(月)  
午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時15分  
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出場所

上記申込受付場所と同じ。

(3) 提出方法

質疑書(本市所定様式)により、上記受付期間内に提出してください。  
(電子メール、FAXによっても受け付けます。)

(4) 質疑書への回答日

令和5年1月20日(金)

## (5) 回答方法

回答日に、本市ホームページの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

## 6 価格等提案書の審査

### (1) 価格等提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ①本市が設定する最低広告掲出料（非公開）を下回る価格によるもの。
- ②応募資格がない者が価格等提案したもの。
- ③指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④応募資格者の記名がないもの。
- ⑤本市が交付した様式を用いないで提案したもの。
- ⑥応募資格者が2以上の価格等提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦提案価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑧訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑨審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑩その他価格等提案審査に関する条件に違反したもの。

### (2) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低広告掲出料以上で最高価格をもって有効な価格等提案を行った者としてします。最高となるべき同価の価格等提案書の提出をした者が2人以上あるときは、設置希望期間が長い方を優先します。

なお、設置予定事業者には価格等提案審査終了後、使用許可手続の説明を行います。使用許可が下りて設置事業者となります。

### (3) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格等提案書の提出をした者が2人以上あり、設置希望期間も同じであった場合は、くじにより設置予定事業者を決定します。

### (4) 応募者のみなし無効

設置予定事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたときは、応募資格を有しない者のした申込みとみなし、無効とします。

### (5) 審査結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

## 7 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、設置の可否決定後に行います。市の指定する期日までに行政財産目的外使用許可申請書を提出してください。

なお、使用許可は価格等提案書に記載された名義で行います。

## 8 設置予定事業者の決定の取消し

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

## 9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。

価格提案書及び質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

### ● 募集に関する問い合わせ先

北九州市総務局総務課（担当：原田、江尻）  
所在地：北九州市小倉北区城内1番1号（本庁舎15階）  
TEL (093) 582-2013 FAX (093) 562-0378

### ● 広告事業全般に関する問い合わせ先

北九州市総務局行政経営課（担当：柳井、生野）  
所在地：北九州市小倉北区城内1番1号（本庁舎2階）  
TEL (093) 582-2160 FAX (093) 562-1307